

薬剤師が在宅医療に係ることの意義

川崎市薬剤師会介護支援委員会

- ✓ 体が不自由で薬局に行けない…
- ✓ 複数の薬の飲み合わせが心配…
- ✓ 薬がゴチャゴチャになった…
- ✓ 自宅まで届けてほしい…
- ✓ 薬の飲み方が分からない…



平均寿命と健康寿命との差
男性約10年、女性13年
多くの人が、支援や介護を受けている。

高齢者は、複数の医療機関を受診し、
多くの医薬品を服用し、服薬自体が
複雑になっていることが多い。

薬剤師が在宅医療に参加することで、
家族や周りの方々の薬に関する負担を
減らし、患者のQOLや治療効果を高める
ことができる。

令和3年9月30日 矢野 裕一

在宅医療とは

- 患者さんの自宅に訪問して行う医療行為
 - ①通院が困難な患者さんが継続医療を希望するとき
 - ②治癒が困難な場合で住み慣れた家で治療継続を希望するとき
- 先端医療の「治す医療」とは対極

在宅医療の対象者

- 日常生活の行動性の低下した高齢者
(いわゆる寝たきり老人)
- 神経難病患者や外傷後遺症患者などの
小児や若年の障害者
- 悪性疾患の末期患者

長い付き合いになることが多く、家族の負担も大きいのでレスパイト(介護疲れ)が多い。

在宅医療を行うために

医療保険 1961年皆保険

医療を受ける際に利用する保険

介護保険 2000年～

急速に進む少子高齢化に伴う高齢者の介護問題
解決の手段としてスタートした保険法です。
通常40歳から保険料の支払いが開始されます。

- ・薬については医療保険
- ・訪問については介護保険

在宅医療は地域包括ケアシステムの中の一部

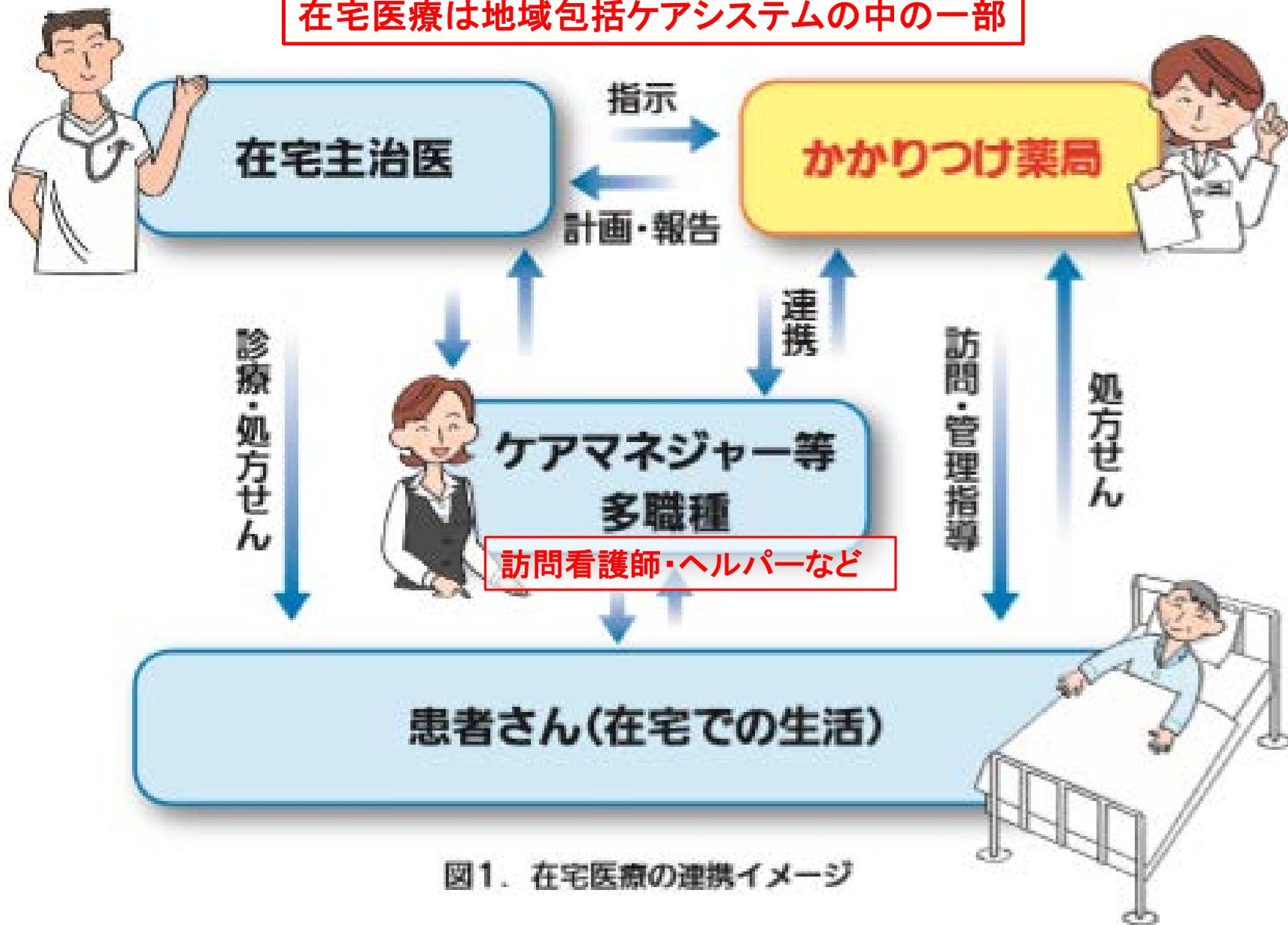
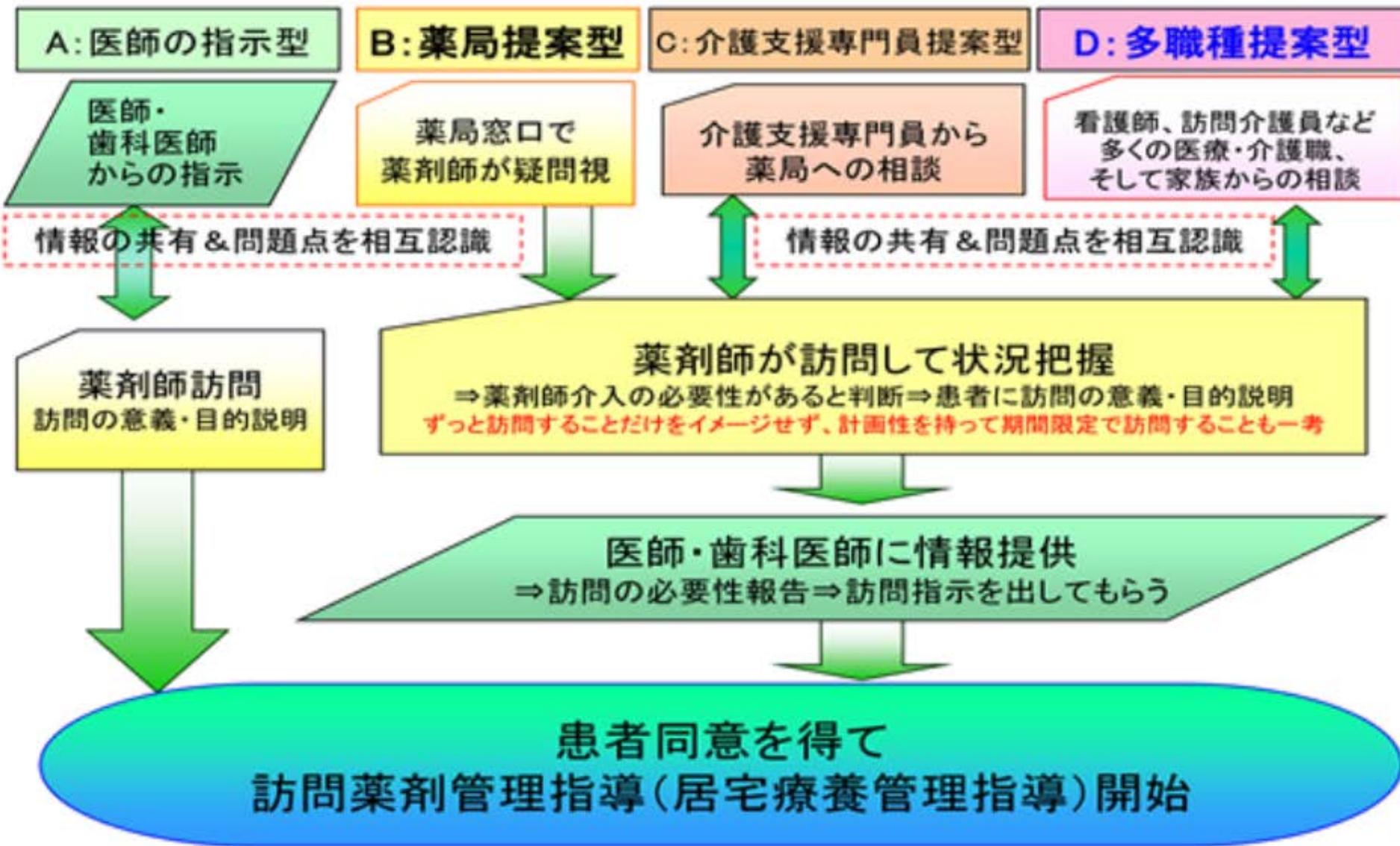


図1. 在宅医療の連携イメージ

訪問薬剤管理指導の実施に至るパターン



在宅医療：訪問薬剤管理指導

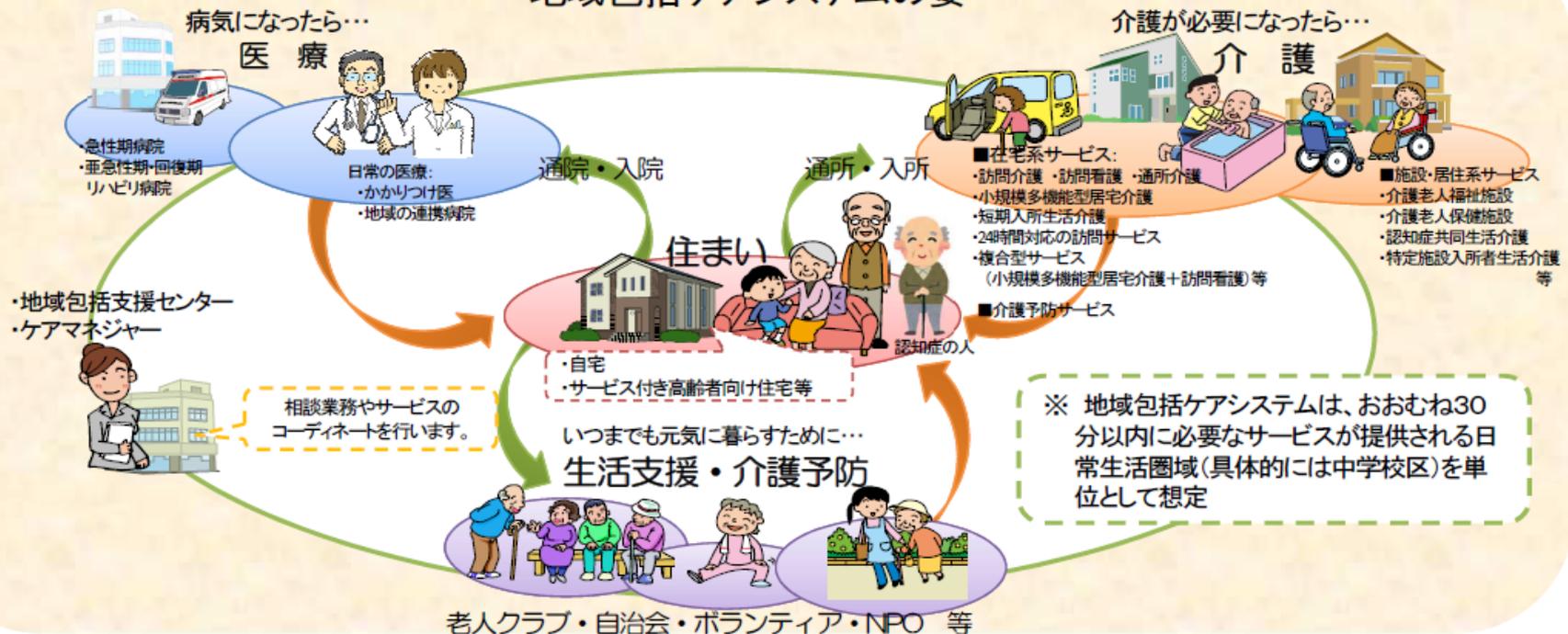
介護保険を持っている場合：居宅療養管理指導

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿



地域包括ケアシステムとは・・・？

- 地域の実情に応じて、
「医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援」等が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。
前のスライド
- これを実現するためには、
自分自身のケア(自助)、みんなの支え合い(互助)、社会保険制度(共助)、行政サービス(公助)による取組が必要です。
次のスライド
- こうした取組は、
住民をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、行政などが、一体となって、地域全体で推進していくことが重要です。



みまもり
近所の助け合い



生きがいづくり・健康づくり・介護予防

みんなの支えあい

自助

一人ひとりの取組

自発的に自身の
生活課題を解決
検診・受診



ボランティア活動
町内会・自治会の活動
など

互助

近隣住民や
ボランティア団体の
助け合い



共助

介護保険制度や
医療保険制度



医療サービスの提供

公助

社会福祉などの
行政サービス

社会保険制度
法制化された相互扶助
医療、年金、介護保険



法制度に基づく支援
地域づくり支援
地域マネジメント
など

行政サービス、社会
福祉制度、生活保護、
人権擁護など

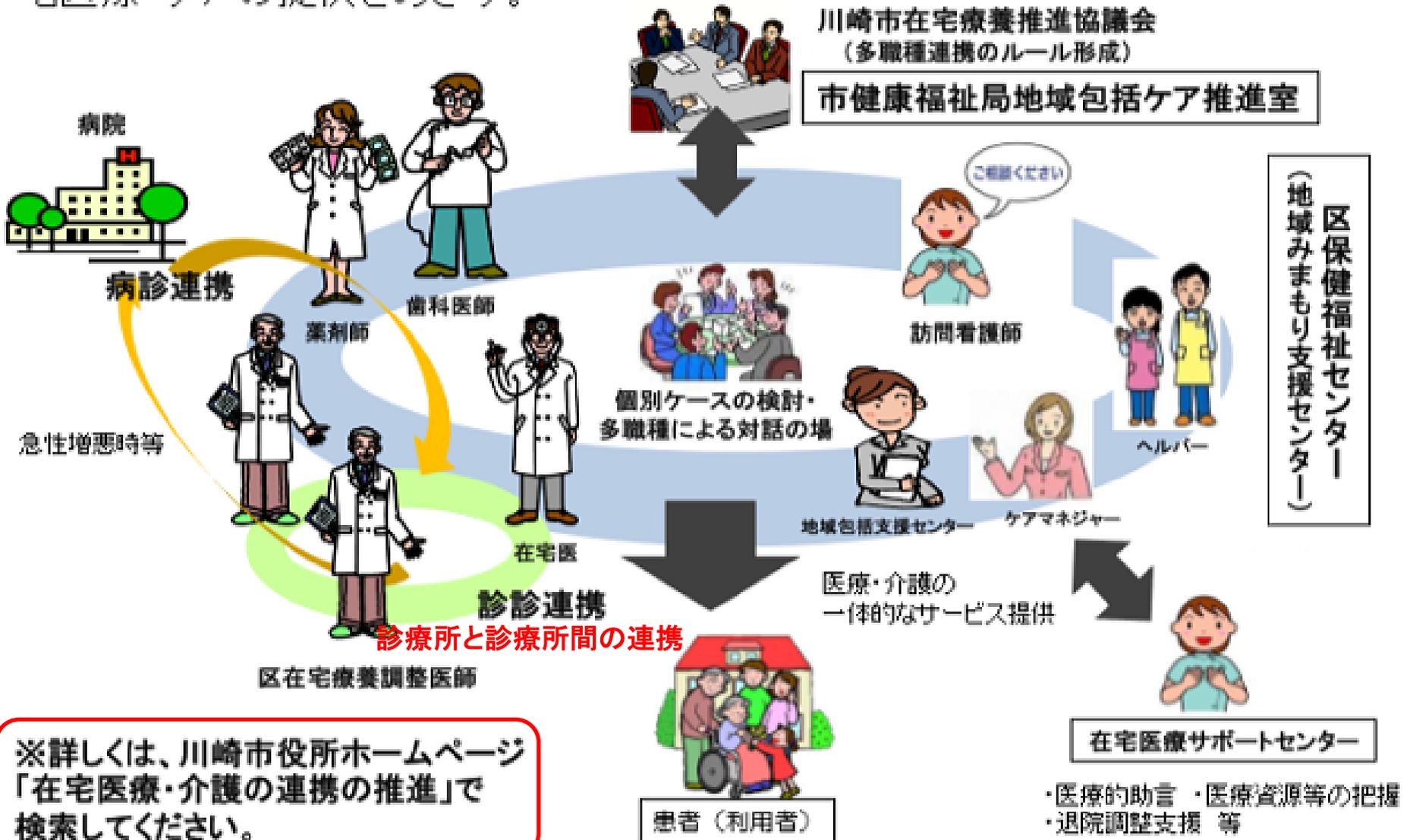


介護サービスの提供

など

川崎市における在宅医療・ケアシステムのイメージ

疾病を伴っても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、地域における医療・看護・介護が連携した、包括的かつ継続的な在宅医療・ケアの提供をめざす。

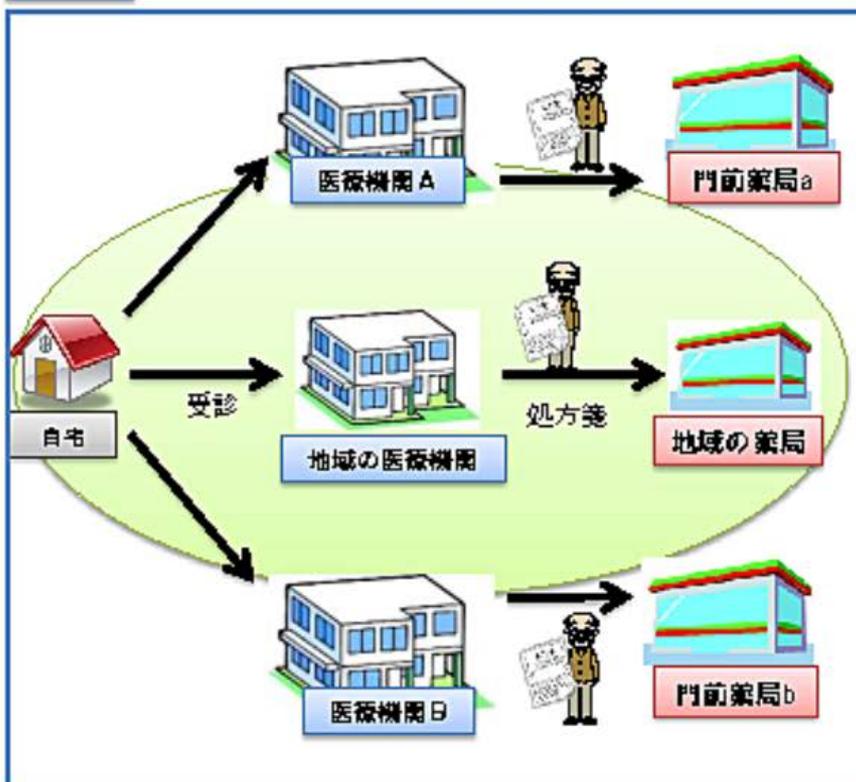


医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
ICT=情報通信技術
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

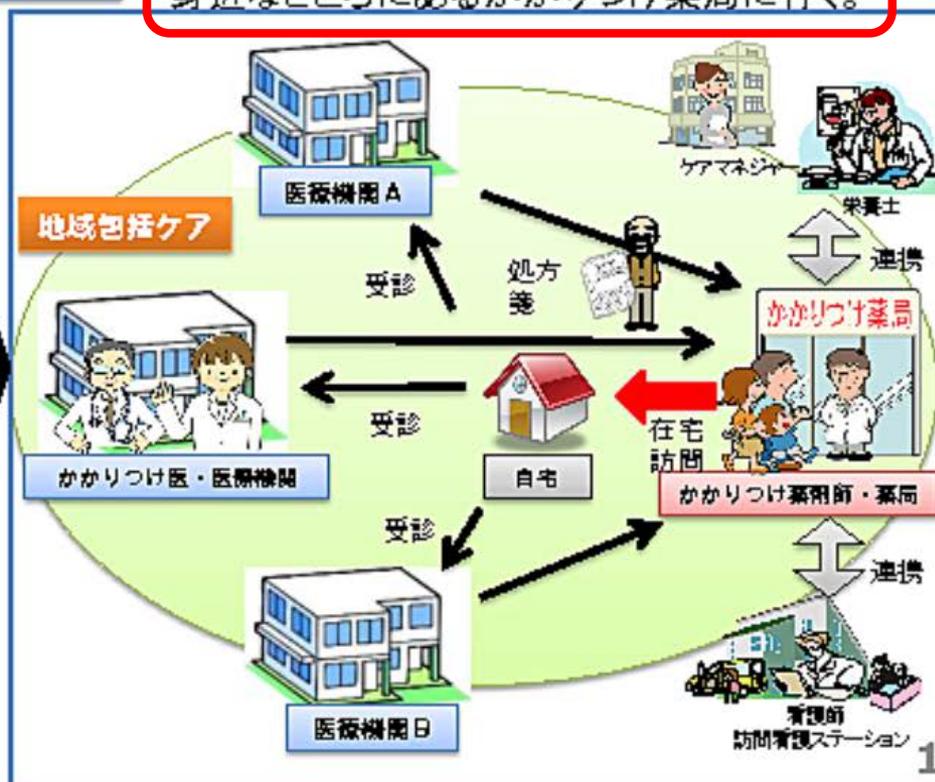
今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



《かかりつけ薬局で実現できること》

服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、処方内容のチェックを受けられる



- ・ 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される
- ・ 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる
- ・ 在宅で療養する患者も、行き届いた薬学的管理が受けられる
- ・ 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれ、薬について不安なことが出てきた場合には、いつでも電話等で相談できる
- ・ かかりつけ薬剤師からの丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される

など

かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- **地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師**がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮する**かかりつけ薬局**が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、**患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握**し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、**お薬手帳の一冊化・集約化**を実施。

24時間対応・在宅対応

- **開局時間外**でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時**電話相談を実施**。
 - **夜間・休日**も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、**調剤を実施**。
 - 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、**在宅対応**にも積極的に関与。
- (参考)・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)
- ・薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について**近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携**。
 - ・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の**地域包括支援センター等との連携**も模索。



医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ**処方医に対して疑義照会や処方提案**を実施。
- **調剤後も患者の状態を把握**し、**処方医へのフィードバック**や**残薬管理・服薬指導**を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、**医療機関に受診勧奨**する他、**地域の関係機関と連携**。

薬剤師の在宅訪問により見つかった問題点

- ① 薬剤の保管状況
- ② 薬剤の重複
- ③ 併用禁忌の薬剤
- ④ 薬剤の飲み忘れ
- ⑤ 飲みにくさによる未服用
- ⑥ 薬剤の飲み過ぎ
- ⑦ 処方内容と食習慣の食い違い
- ⑧ 副作用の発症
- ⑨ 服薬についての理解不足
- ⑩ その他



薬

個々の患者の能力に応じた薬の管理方法の実例



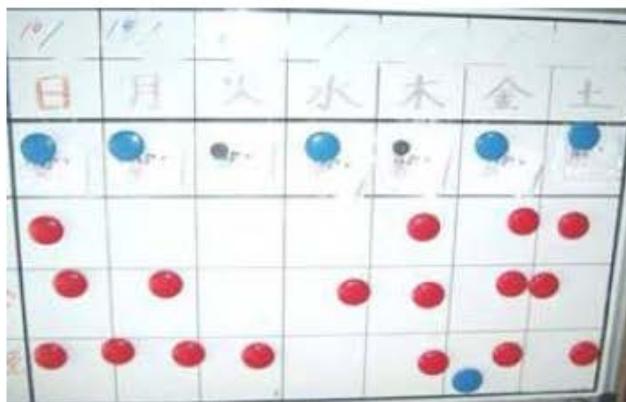
一包化

※ポイント

患者の残存能力を考慮すること。
過剰な服薬支援は能力を落とす
場合もある。



ティッシュ箱に仕切りを
入れて手製のピルケース作成



ホワイトボードと磁石

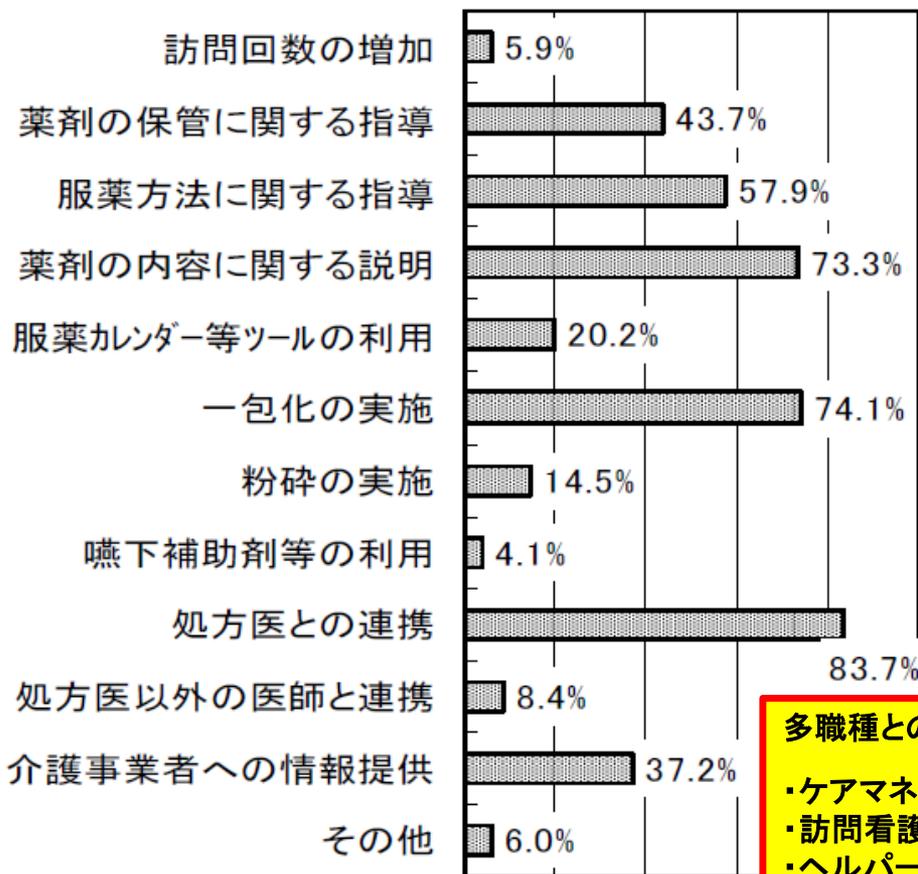


投薬カレンダー

在宅における薬剤管理指導等の内容

在宅患者訪問薬剤管理指導 及び居宅療養管理指導の重点的取り組み事項

(N=812) 0% 20% 40% 60% 80% 100%

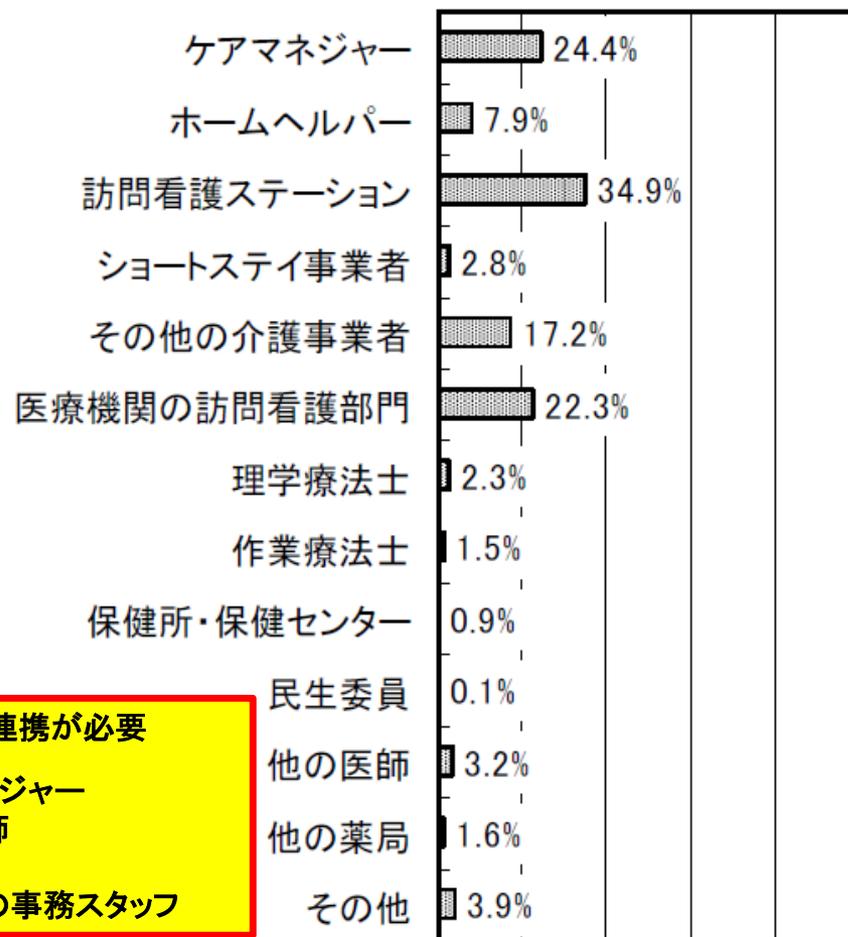


多職種との連携が必要

- ・ケアマネジャー
- ・訪問看護師
- ・ヘルパー
- ・クリニックの事務スタッフ

処方医以外の連携先

(N=812) 0% 20% 40% 60% 80% 100%



出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」

川崎市在宅療養推進協議会

目的:在宅医療関連団体の代表者からなる協議会を組織し、**多職種による連携強化**、在宅療養患者に対する一体的な**支援体制の構築**に向けた協議を行う。

参加団体:医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員連絡会、MSW(医療社会事業協会)、地域包括支援センター、行政(医療政策推進室、地域包括ケア推進室)

地域薬剤師会の活動内容

- ▶ アンケート
- ▶ パンフレット・連携手帳
- ▶ 多業種の教育
- ▶ 薬局・薬剤師の教育
- ▶ 薬剤師ケアマネ教育
- ▶ 在宅支援薬局
- ▶ 多職種と研修会



まとめ

在宅で療養される患者は今後も増加。
薬剤師も積極的に在宅医療へ参画を。

医療を含め住まい・介護・予防・生活支援が一体的に
提供される地域包括ケアシステムの構築の一翼を
薬剤師が担う

地域における多職種連携に薬剤師も必要とされている。
～退院時や在宅でのカンファレンス参加も重要～

薬剤師による在宅医療を推進するため、薬剤師法、
医薬品医療機器法、医療法等の関連制度も
整備されてきている